

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市敬老事業補助金
補助の区分	地域コミュニティ関連補助
補助の概要	多年にわたり社会の進展に貢献した高齢者を敬愛し、その長寿を祝うために行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	補助事業を実施する市内の公民館、老人クラブ、社会福祉協議会等の団体
補助対象経費	報償費、需用費、役員費、使用料及び賃借料
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	次の①、②の合計額（1,000円未満切り捨て）（上限） ①当該年度の4月1日現在における75歳以上の高齢者数に80円を乗じて得た額 ②敬老会該当者で出席した高齢者数に300円を乗じて得た額
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由 高齢者の長寿のお祝いと、高齢者と地域コミュニティとの持続的な交流を図ることを目的としているため、少額であっても支援を行うことで地域コミュニティの活性化と高齢者との交流を維持することができる。
補助率等	75歳以上の高齢者数と出席した高齢者数で算定するため、1/2を超える団体がある。
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 より多くの高齢者に参加してもらい、継続して高齢者の方に喜んでいただけるような交流の場を設けていくには、手厚い支援が必要である。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	市内コミュニティの75% ○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 敬老会実施団体に申請書を送付
事業担当（担当部署）	高齢福祉課 高齢福祉係
（電話番号）	0259-63-3790